

新潟県災害ボランティア活動連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、新潟県災害ボランティア活動連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 災害ボランティア活動を行う団体間の連携を推進し、災害時における県災害救援ボランティア本部の設置により、ボランティア活動への迅速かつ適切な支援を行うとともに、被災地の早期復興に寄与する災害ボランティア活動への理解の促進を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。

(事 業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 災害ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業
- (2) 新潟県災害救援ボランティア本部の設置及び運営に関する事業
- (3) 市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援に関する事業
- (4) 災害ボランティア活動に関する人材育成事業
- (5) 災害ボランティア活動に関する情報発信事業
- (6) 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業
- (7) 県外における災害ボランティア活動の支援に関する事業
- (8) 災害ボランティア基金の管理に関すること
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 連絡協議会は、別表1の団体により構成する。

- 2 災害ボランティア活動の促進に賛同した者で、連絡協議会の承認を得た者は連絡協議会の構成員となることができる。

(役員の種類)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、連絡協議会において選任する。

- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、この連絡協議会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、連絡協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(連絡協議会)

第9条 連絡協議会は、会長、副会長、委員をもって構成する。

- 2 連絡協議会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 連絡協議会は、第3条に規定する事業を推進するため、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業運営の基本方針に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 本規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他の事業の推進に関して重要な事項に関すること。

(議 決)

第10条 連絡協議会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第11条 連絡協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、事業の実施内容及び方法等について企画・検討し、事業の円滑な運営を図る。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、幹事は別表2の職の者をもって組織する。

(常任幹事)

第12条 幹事会に常任幹事を置く。

2 常任幹事は、次に掲げる事務を実施する。

(1) 事業の実施に向けた取り組みに関すること

(2) 新潟県災害救援ボランティア本部設置の決定に関すること

3 常任幹事は、幹事のうち別表3の者をもって組織する。

(事務局)

第13条 連絡協議会の事務を処理するため、事務局を社会福祉法人新潟県社会福祉協議会に置く。

(経 費)

第14条 連絡協議会の経費は、災害ボランティア基金及びその他の寄付金等をもって充てるものとする。

(事業年度)

第15条 連絡協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成18年6月15日から施行する。